

令和5年度の茨城県地方協議会における取組

○茨城労働局の取組

茨城労働局労働基準部監督課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

令和5年度の取組（茨城労働局）

関係団体へ協力要請を実施

茨城労働局では、茨城運輸支局と連携して自動車運転者に時間外労働の上限規制及び改正された改善基準告示が適用されることを踏まえ、一般社団法人茨城県トラック協会に対し、円滑な適用に向けた周知について要請を行いました。

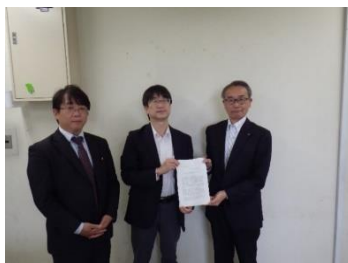
また、茨城県経営者協会、茨城県商工会議所連合会、茨城県商工会連合会、茨城県中小企業団体中央会に対し、トラック事業者の長時間の恒常的な荷待ちの改善に向けた取組を要請しました。



令和5年5月18日
左) 茨城運輸支局 古賀支局長
中央) 茨城労働局 稲葉基準部長
右) 茨城県トラック協会 小倉会長



令和5年5月24日
右) 茨城県経営者協会 加藤専務理事



令和5年5月25日
右) 茨城県商工会議所連合会 卜部常務理事



令和5年5月25日
右) 茨城県商工会連合会 住谷事務局長



令和5年5月25日
左) 茨城県中小企業団体連合会 関専務理事

令和5年5月18日

一般社団法人茨城県トラック協会 会長 殿

茨城労働局長
茨城運輸支局長

自動車運転の業務への時間外労働の上限規制、改善基準告示の適用に向けた周知について（トラック運転者）

平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

自動車運転の業務については、長時間労働の背景に取引慣行など、個々の事業主の努力では解決できない課題があることから、現在、時間外労働の上限規制の適用が猶予されていますが、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）による労働基準法（昭和22年法律第49号）の改正に伴い、令和6年4月1日から、時間外労働の上限を原則として月45時間、年360時間とし、臨時的な特別の事情がある場合でも年960時間とする規制が適用されます。

併せて、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号。以下「改善基準告示」という。）についても、過労死等の防止の観点から見直しを行い、令和6年4月1日から改正された改善基準告示が適用されます。

上限規制及び改正された改善基準告示の円滑な適用のためには、荷主等と自動車運転の業務を行う事業者とが協力して、取引環境そのものを変えていく必要があることから、関係省庁で連携し、自動車運転の業務を行う事業者、荷主等の関係者に対し、あらゆる機会を捉えて、これらの改正事項並びに取引環境及び長時間労働の改善について周知を行うとともに、トラック運転者の労働環境の改善を強力に進めるため、荷主等に対して、恒常的な荷待ちを発生させないこと等について労働基準監督署による要請等をそれぞれ実施しているところです。

つきましては、トラック事業者の皆様におかれましては、別添を御活用いただき、上限規制及び改正された改善基準告示の適用に向けた準備を開始いただくとともに、取引環境の適正化に向け、「標準的な運賃」を参考に自己の経営状況を踏まえた運賃設定をしていただき、荷主等の立場においても、トラック事業者が改正された改善基準告示の内容を遵守できるよう、長時間の荷待ちを発生させないこと及びトラック事業者から運賃交渉の申し出があった場合には、引き続き積極的に応じていただくこと等について、御理解・御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和5年度の取組（茨城労働局）

説明会の実施

○ 令和6年4月から、自動車運転者について適用が猶予されていた罰則付きの時間外労働の上限規制が適用される。時間外労働の上限は、原則として月45時間、年360時間となり、臨時的にこれを超えて労働させる必要がある場合であっても、年960時間以内となる。

○ 時間外労働の上限規制にあわせ、「改善基準告示」が改正される。

これらを踏まえ、労働局・労働基準監督署において道路貨物運送事業者を対象に説明会を実施することにした。

※ K P Iとして、令和5年度に24回開催

茨城県トラック協会主催の説明会や労働基準監督署の労働時間等説明会 等

令和5年度実績：令和5年4月～12月 **35回 611事業場**

(参考)

・令和4年度実績 16回 593事業場

令和5年度の取組（茨城労働局）

発着荷主等への協力要請

道路貨物運送業の長時間労働の要因には、取引慣行など個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難なものもあり、見直しには発着荷主等（発荷主、着荷主、道路貨物運送業の元請事業者）の理解と協力が必要不可欠であるため、茨城労働局では労働基準監督署のメンバーを含む「荷主特別対策チーム」を編成し、発着荷主等に荷待ち時間の改善などの協力要請、好事例の収集を行う。



茨城県トラック協会の会員事業場へのアンケート結果、説明会でのアンケート結果、国土交通省の待機時間調査等から発着荷主等を選定

令和5年度実績：令和5年4月～12月

183事業場

（参考）

・令和5年1月～3月 67事業場

令和5年度の取組（茨城労働局）

- ▶ 発着荷主等へ長時間の恒常的な荷待ち改善に向けた要請を実施

令和 年 月 日

(事業の名称) _____
(代表者職氏名) _____
(事業場の名称) _____

_____ 労働基準監督署

長時間の恒常的な荷待ちの改善に向けた取組について（要請）

道路貨物運送業は、他の業種に比べて長時間労働の実態にあり、過労死等の労災支給決定件数が最も多い業種であることから、トラック運転者の長時間労働の是正等を一層積極的に進める必要があります。


一方、道路貨物運送業の長時間労働の要因の中には、取引慣行など個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難なものがあります。トラック運転者の負担を軽減し健康に働けるよう、長時間の荷待ちの改善に向け、荷主の皆様のご理解とご協力が必要不可欠です。


また、トラック運転者の荷役作業での労働災害や交通労働災害の防止のため、荷主の皆様による道路貨物運送業の事業者との連絡調整や配慮も求められています。ついでには、トラック運転者の長時間・過重労働防止の観点から、下記事項の実施に努めていただきますようお願いいたします。


記

- 1 長時間の恒常的な荷待ちの改善
発着荷主等の都合による長時間の恒常的な荷待ちは、トラック運転者の長時間労働の要因となることから、これを発生させないよう努めること。
- 2 改善基準告示※の周知及び遵守への協力
 - (1) 運送業務の発注担当者に、改善基準告示を周知し、トラック運転者が改善基準告示を遵守できるような着時刻や荷待ち時間等を設定すること。
 - (2) 改善基準告示を遵守できず安全な走行が確保できないおそれのある発注を貨物自動車運送事業者に対して行わないこと。

(参考)

※ 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号）」 ⇒ 

> 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」 ⇒ 


> 「交通労働災害防止のためのガイドライン」 ⇒ 

好事例の把握等を目的として、後日、本要請に基づきご対応の有無等をお尋ねする場合があります。

荷主・元請運送事業者の皆さまへ



- 長時間の恒常的な荷待ちは、**自動車運転者の長時間労働の要因**となります。
- 物流を支える自動車運転者の健康のためにも**長時間の荷待ちの改善**に向けてご理解とご協力をお願いします。
- トラック運送事業者とも相談し、ぜひ**前向きに検討をお願いします。**

 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

令和5年度の取組（茨城労働局）

発着荷主等への協力要請の事例

業種	所在地	取組内容・要請内容
金属製品製造業	鹿嶋市	早朝にトラックが集中することから、予約システムを導入し待機時間が大幅に減少した。
化学工業	北茨城市	高速道路の利用を推奨し、運賃の値上げに応じた。荷下ろし先での時間短縮のため、荷下ろし方法の変更を交渉中である。
その他	行方市	長時間の待機時間の情報を得て要請を実施、運送業者との情報共有、荷待ち時間の短縮を要請した。
鉄鋼業	鹿嶋市	通常は1時間以内であるが繁忙期には4～5時間の待機時間が生じていた。予約システムや搬入場所の増加を検討し、荷待ち時間の短縮を要請した。
木材・木製品製造業	鹿嶋市	長時間の待機時間の情報を得て要請を実施、注文主への計画的な生産計画の依頼、運送業者への高速道路を利用した時間短縮等の意見交換を実施していた。
化学工業	八千代町	グループ企業内で一体的に荷下ろし及び積み込み場所を管理するシステムづくりに取り組んでいた。
一般機械器具製造業	常陸大宮市	運送業者の入構記録を管理、荷待ち時間のモニタリングを実施し、荷受け時間の指定を行っていた。
化学工業	神栖市	外部のトラック予約サービスを利用し出火場所と出荷時間をオンラインで運送業者に提供しており、荷待ち時間がほとんど発生していなかった。
食料品製造業	結城市	週1回、運送業者とミーティングを実施し、要望を確認していた。
食料品製造業	かすみがうら市	発荷主、着荷主にもなり得るが、積卸し時間を指定し、複数の積卸場所を設定し混雑しないようにされていた。
電気機械器具製造業	高萩市	2024年問題への対策として、納品までに要する日数を1日多く確保できるよう取引先と協議を行っていた。
食料品製造業	阿見町	トラックのプラットフォーム2台のほか、待機場所を2台分確保、荷のパレット積みにも取り組んでいた。
陸上貨物取扱業	つくば市	四半期ごとに運送業者と定例会議を開催し議論を行っていた。パレット化を進め、運転手からのアンケートをもとに業務改善に取り組んでいた。

令和5年度の取組（茨城労働局）

労働局長がベストプラクティス企業を訪問

厚生労働省では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすために過重労働解消に向けた集中的な取り組みを行う「過重労働解消キャンペーン」を実施しています。

その一環として、澤口茨城労働局長が長時間労働の削減に向けた積極的な取り組みを行っている「ベストプラクティス企業」を訪問し、意見交換を行いました。

今年度は、道路貨物運送業である取手市の関東総業株式会社、株式会社K・Sロジテムに訪問し、両社の取り組み状況を紹介していただきました。当日は、関東運輸局茨城運輸支局長も同席され、活発な意見交換が行われました。

（働き方改革の取組）

- 静岡県に三ヶ日営業所を設置
→関東と関西の中間地点の浜松市三ヶ日に宿泊できる営業所を設置)
- 製品のパレット化の推進
→バラ積みだった製品を荷主の協力を得てパレット化し作業時間短縮
- 出荷オーダー日の前倒し
→前日だったオーダーを荷主の協力で前々日に変更した
- 倉庫に大屋根を設置（写真上）
→雨天時の作業時間が約2時間
- 2枚差し（4本爪）フォークリフトの導入（写真中）
→パレット化にあわせ2倍の荷の運搬ができ作業時間が短縮



大屋根倉庫の説明を受ける澤口局長（写真右）



2枚差しのフォークリフトを見学



従業員との意見交換

来年度の取組（茨城労働局）

来年度の茨城労働局の取組

- 自動車運転者の労働時間等の労働条件確保のため、改正後の改善基準告示の遵守徹底を図っていく。
- 長時間労働の要因には、取引慣行等の事業主の努力だけでは改善が困難なものもあることから、労働基準監督署（荷主特別対策チーム）による取引慣行の見直しに向け発荷主及び着荷主並びに道路貨物運送業の元請事業者に対する要請等の取組を実施する。
- いずれの事業場も発着荷主になり得ることから、関係団体や関係行政機関と連携し、実施する説明会等で恒常的な荷待ちの改善について要請を行う。
- 労働時間管理適正化指導員による荷待ち時間の改善に向けた発着荷主等への支援、道路貨物運送事業者への個別訪問による労務管理のアドバイスを実施する。